



各位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区麴町三丁目6番地5  
伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人  
代表者名 執行役員 東海林 淳一  
(コード番号 3493)

資産運用会社名  
伊藤忠リート・マネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 東海林 淳一  
問合せ先 財務企画部長 篠田 弘  
TEL:0120-300-780

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、規約変更及び役員選任に関して、下記のとおり、2022年4月27日に開催予定の本投資法人の第4回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由

(1) 規約第1条及び附則変更の件

- ① 本投資法人の資産運用会社である伊藤忠リート・マネジメント株式会社は、同じく伊藤忠グループの資産運用会社であるADインベストメント・マネジメント株式会社との間で、ADインベストメント・マネジメント株式会社を吸収合併存続会社（以下、合併効力発生後の同社を「新資産運用会社」といいます。）とする合併契約（2022年6月1日付効力発生予定）を2022年1月27日付にて締結いたしました。（以下、当該合併を「本運用会社合併」といいます。）

なお、新資産運用会社の名称は、「伊藤忠リート・マネジメント株式会社」となる予定です。

本運用会社合併は、本投資法人のスポンサーである伊藤忠グループにおける不動産アセットマネジメント事業の再編成の一環であり、本運用会社合併を契機に、新資産運用会社で運用する予定の本投資法人を含めた3つの投資法人の名称を「アドバンス」で統一し、今後、ブランド戦略を積極的に展開することで投資主価値を更に高めていくことを企図したものです。

これにより、本投資法人は、その商号を「アドバンス・ロジスティクス投資法人」に変更するものです。（変更案第1条）

当該商号変更以降も、伊藤忠グループによる本投資法人に対するスポンサーサポートに変更はございません。

- ② 上記の変更については、2022年6月1日から効力を生じる旨、附則を規定するものです。（変更案附則第1条）

(2) 規約第38条、附則及び別紙変更の件

- ① 本運用会社合併に伴い、新資産運用会社が決算期の重複する上場投資法人の資産運用を受託することとなるため、本投資法人の決算業務等の合理化を目的として、本投資法人の決算期を各年1月末日及び7月末日から各年2月末日及び8月末日へ変更を行うものです。また、これに伴う経過措置として、本投資法人の第9期の営業期間を2022年8月1日から2023年2月末日までの7か月とするものです。更に、規約の簡素化のために、終了した第1期営業期間に関する規定を削除するものです。（変更案第38条及び附則第2条第2項）

- ② 本投資法人の資産規模が1,000億円超となったことから、総資産連動の運用報酬Ⅰの上限料率を半減するものです。また、あわせて、上記①の決算期変更による本投資法人の決算業務等の合理化効果を投資主価値の向上に繋げるべく、税引前当期純利益に連動する運用報酬Ⅲの上限料率を



## 伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人

低減するものです。(変更案別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬)

- ③ 上記の各変更については、2022年8月1日から効力を生じる旨、附則を規定するものです。(変更案附則第2条第1項及び第3項)

なお、上記(1)、(2)の規約変更については、添付の「規約変更議案(第1号議案及び第2号議案)に関する補足説明」を記載していますので、ご参照ください。

### (3) 規約第14条、第27条及び第36条変更の件

- ① 投資主総会において、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い議案について、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び規約第14条第1項に定めるみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。(変更案第14条第3項及び第4項)
- ② 会計監査報酬の支払時期について、監査報告書の受領後に当該会計監査報酬を支払うこととするため、支払期日を投資信託及び投資法人に関する法律その他の法令に基づき必要とされるすべての監査報告書の受領後、1か月以内に変更するものです。(変更案第27条)
- ③ 本投資法人の資産評価の方法の一部について、金融商品に関する会計基準の改正に伴い、所要の変更を行うものです。(変更案第36条)

(規約変更に関する詳細については、添付の「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

## 2. 役員の選任について

執行役員東海林淳一、監督役員遠山壮一及び大毅の両名は、2022年4月30日をもって任期満了となるため、2022年5月1日付で新たに執行役員1名及び監督役員2名の選任についての議案を提出するものであります。

また、執行役員及び監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名及び補欠監督役員1名の選任にかかる議案を提出いたします。

- (1) 執行役員候補者  
東海林 淳一 (重任)
- (2) 監督役員候補者  
遠山 壮一 (重任)  
大 毅 (重任)
- (3) 補欠執行役員候補者  
木村 知之 (新任)  
大久保 暁彦 (重任)
- (4) 補欠監督役員候補者  
島村 和也 (重任)

(役員選任に関する詳細については、添付の「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

## 3. 投資主総会等の日程

- 2022年3月17日 本投資主総会提出議案の役員会決議  
2022年4月11日 本投資主総会招集ご通知の発送(予定)  
2022年4月27日 本投資主総会開催(予定)

以上

### <添付資料>

- 別紙 規約変更議案(第1号議案及び第2号議案)に関する補足説明  
別紙 第4回投資主総会招集ご通知

\* 本投資法人のホームページアドレス : <https://www.ial-reit.com>

伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人

## 第4回投資主総会

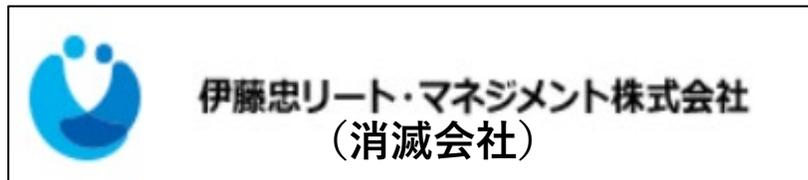
規約変更議案（第1号議案及び第2号議案）  
に関する補足説明

# 【資産運用会社の合併】

本投資法人の資産運用会社である伊藤忠リート・マネジメント株式会社（IRM）は、本年6月1日付にてADインベスト・マネジメント株式会社（\*1）（ADIM）と合併（\*2）することといたしました。

- \*1 本投資法人同様に伊藤忠グループがスポンサーである住宅特化型 J リートであり、住宅特化型としては最大級の資産規模を有するアドバンス・レジデンス投資法人（ADR）の資産運用会社。
- \*2 IRMは、ADIMに吸収合併され、存続会社となるADIMの社名を「伊藤忠リート・マネジメント株式会社」に変更する予定です。  
なお、本合併はIRMとADIMに係るものであり、各投資法人（本投資法人とADR）に係るものではありません。

2022年6月1日



合併



伊藤忠リート・マネジメント株式会社  
(合併後新会社)

# 【伊藤忠グループの不動産アセットマネジメント事業】

本投資法人のスポンサーである伊藤忠商事株式会社（以下、伊藤忠商事(株)）は、連結子会社であるADIMを通じて、総合型の私募リートである「アドバンス・プライベート投資法人」を設立し、本年7月頃より運用を開始する予定です。

従いまして、合併後新会社は、賃貸住宅等、物流施設等を主な投資対象とする 2つの上場リート及び総合型の私募リートの資産運用業務を担うこととなる予定です。

## 伊藤忠グループの不動産アセットマネジメント事業

伊藤忠商事株式会社／伊藤忠都市開発株式会社

**統合**

(合併・改称後) 伊藤忠リート・マネジメント株式会社

運用

(住宅/上場リート)  
アドバンス・レジデンス投資法人

運用

(物流/上場リート)  
伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人

**新設**

運用

(総合/私募リート)  
アドバンス・プライベート投資法人

# 【資産運用会社合併の目的及び効果】

## 【合併の目的】

伊藤忠グループは、本合併(不動産アセットマネジメント事業の再編成)を通じて、物件情報収集力の強化、資産運用ノウハウの共有・高度化及び資産運用体制の合理化等を図り、これまで以上に強固なスポンサーシップを発揮し、運用資産規模の拡大と事業基盤の強化(不動産アセットマネジメント事業の強化)を目指してまいります。

## 【合併の効果】

- (1) 物件情報入手機会・取得機会の集約・拡大
- (2) 運用ノウハウの共有・高度化、運用体制の合理化
- (3) 人材の育成・採用力の強化



投資主価値の更なる向上へ繋げる

# 【合併後新会社の組織体制】

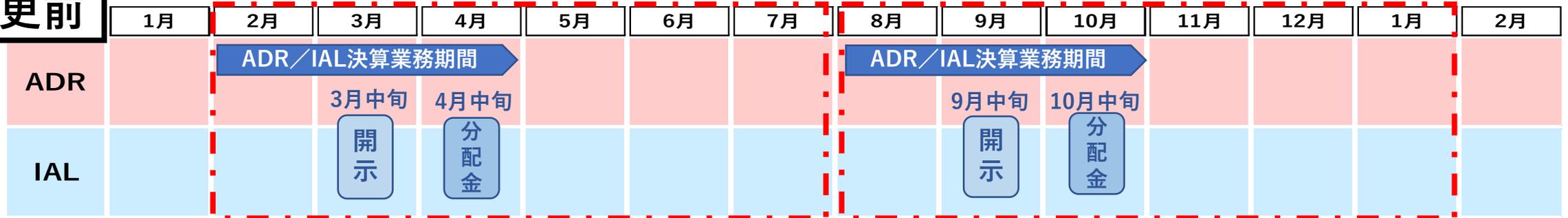
合併時（2022年6月1日）



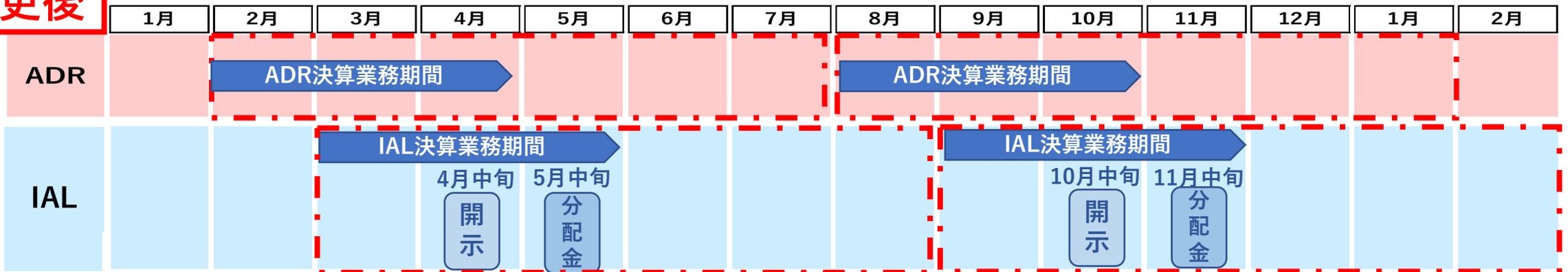
# 【決算期の変更】

ADR（決算期 7月／1月）との同一決算期による決算業務繁忙期重複の解消（業務合理化）及び物件取得の時期（スポンサーを含む多くの事業法人の年度末に当たる時期に取得機会が増加）を考慮し、本投資法人決算期を7月／1月期から8月／2月期に変更する予定です。これにより、本投資法人第9期は2022年8月1日から2023年2月28日迄の7か月の変則決算期となる予定です（第10期以降は6か月決算）。

## 変更前

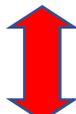


## 変更後



# 【資産運用報酬上限料率の低減①】

本投資法人の資産規模拡大による収益基盤の強化に加えて、決算期変更による本投資法人の決算業務等の合理化効果を投資主価値の向上に繋げるべく、現行の運用報酬体系を見直し、運用報酬総額を現行水準に比べ10%近く低減させる予定です。

	現行		変更後	
運用報酬Ⅰ	総資産額 × 年 <b>0.1%</b> (上限)	 運用報酬額の10%近く低減予定	運用報酬Ⅰ	総資産額 × 年 <b>0.05%</b> (上限)
運用報酬Ⅱ	賃貸事業NOI × <b>5.0%</b> (上限)		運用報酬Ⅱ	賃貸事業NOI × <b>5.0%</b> (上限)
運用報酬Ⅲ	税引前当期純利益 × 調整後EPU × <b>0.005%</b> (上限)		運用報酬Ⅲ	税引前当期純利益 × 調整後EPU × <b>0.004%</b> (上限)

※ 第9期【2022年8月1日から2023年2月28日まで(決算期変更により7か月の変則決算期)】より変更料率適用開始予定。

※ 実際の適用料率は、上限料率の範囲内で本投資法人の役員会にて決議予定。

# 【資産運用報酬上限料率の低減②】

※ 第7期実績を基にした運用報酬総額比較（参考1）

	現行	変更後	低減率
6か月決算	395,045千円	357,715千円	▲9.4%

※ 第9期予想を基にした運用報酬総額比較（参考2）

	現行	変更後	低減率
6か月決算	377,254千円	340,810千円	▲9.7%
変則7か月決算	474,017千円	428,979千円	▲9.5%

# 【商号の変更】

本投資法人の商号を2022年6月1日付で「伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人」から「アドバンス・ロジスティクス投資法人」に変更する予定です。

今回の資産運用会社の合併は、投資主価値を更に高めるために、伊藤忠グループが取り組む不動産アセットマネジメント事業の再編成であり、今後は運用する3つの投資法人の商号を「アドバンス」で統一してブランド戦略を展開していく方針です。

なお、商号変更後も、本投資法人に対する伊藤忠グループのスポンサーシップは全く弱まることなく、むしろ、業容が拡大する資産運用ビジネスは、伊藤忠商事(株)の建設・不動産部門の中核ビジネスとして重要度が更に高まっているため、本投資法人は、引き続き、スポンサーとの拡張的協働関係の更なる強化に努め、投資主価値の向上に邁進してまいります。

有価証券報告書 「第二部【投資法人の詳細情報】 第3【管理及び運営】 1【資産管理等の概要】 (5)【その他】

④関係法人との契約の更改等に関する手続き」に記載のとおり、本投資法人と伊藤忠商事(株)との間で締結済の「商標権使用許諾契約」において、「伊藤忠」商標を保有する伊藤忠商事(株)が、伊藤忠商事(株)及びその連結子会社におけるJ-REIT関連事業の再編成が行われる場合等、本投資法人が「伊藤忠」商標を使用することが適切でない判断した場合、当該契約を解除することが出来るとされています。

## 【合併後の資産運用会社が運用を受託する投資法人（商号変更後）】



(証券コード 3493)  
2022年4月11日

## 投資主各位

東京都千代田区麹町三丁目6番地5  
伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人  
執行役員 東海林 淳一

### 第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきまして、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。つきましては、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2022年4月26日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。**

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。**従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

（本投資法人現行規約抜粋）

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

## 記

1. 日 時：2022年4月27日（水曜日）午前10時00分  
受付開始予定時刻 午前9時30分
2. 場 所：東京都千代田区丸の内一丁目7番12号  
サピアタワーステーションコンファレンス東京6階602  
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 投資主総会の目的である事項：  
決議事項  
第1号議案：規約第1条及び附則変更の件  
第2号議案：規約第38条、附則及び別紙変更の件  
第3号議案：規約第14条、第27条及び第36条変更の件  
第4号議案：執行役員1名選任の件  
第5号議案：補欠執行役員2名選任の件  
第6号議案：監督役員2名選任の件  
第7号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人がご出席の場合は、議決権行使書面とともに委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。ただし、代理人は、本投資法人の規約第12条第1項により、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名に限ります。
- ◎本投資主総会においては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、感染拡大防止に向けた対応を実施いたします。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期又は会場の変更等を本投資法人のウェブサイト (<https://www.ial-reit.com/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました本投資法人の資産運用会社である伊藤忠リート・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」につきましては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2022年1月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のウェブサイト (<https://www.ial-reit.com/ja/ir/library.html>) にてご覧いただくことができます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト (<https://www.ial-reit.com/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について

新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様への安全の確保及び感染拡大防止のため、本投資主総会では、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

(投資主様へのお願い)

- ・投資主総会における議決権は、ご来場をされなくとも、書面により行使することができます。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、投資主の皆様におかれましては、会場へのご来場は極力お控えいただき、議決権行使書面による議決権行使をお願い申し上げます。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、その他健康状態にご不安のある方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- ・本投資主総会へのご出席をご検討されている投資主様におかれましては、投資主の皆様への安全を第一に、本投資主総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況、当日までのご自身の健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなさいますようお願い申し上げます。

(投資主総会の運営について)

- ・当日の会場では、新型コロナウイルス感染リスク低減の観点から、座席間隔を広くとる予定であり、ご用意可能な座席数が限られております。万が一お席がご用意できない場合、会場内へのご入場を制限ないしお断りさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご来場の投資主様におかれましては、マスクのご着用をお願いいたします。また、受付ではアルコールによる手指の消毒及び検温へのご協力をお願い申し上げます。検温時に発熱（37.5℃以上）のある投資主様や咳等の症状のある投資主様、その他新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・役員及び運営スタッフは、健康状態に問題がないことを確認したうえで、原則、マスク着用で対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、投資主総会の所要時間を通常より短縮する観点から、議場において議案の詳細な説明を省略する場合がございます。本招集ご通知に事前にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

- ・投資主様からご質問をいただく際のマイクは、投資主の皆様から離れた場所に設置し、都度アルコール消毒を行います。
- ・投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社である伊藤忠リート・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」は開催いたしません。あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2022年1月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のウェブサイト（<https://www.ial-reit.com/ja/ir/library.html>）にてご覧いただくことができます。
- ・投資主総会の終了後は、運営スタッフの誘導に従って、会場後列の座席に着席された投資主様から順次ご退席くださるよう、ご協力をお願いいたします。
- ・上記のほか、本投資主総会の秩序維持及び新型コロナウイルス感染予防の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解及びご協力のほどお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化や行政機関による指示・要請等により、上記の内容を更新する場合がございます。最新の情報は本投資法人のウェブサイト（<https://www.ial-reit.com/>）にて適宜お知らせいたします。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約第1条及び附則変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 本投資法人の資産運用会社である伊藤忠リート・マネジメント株式会社は、同じく伊藤忠グループの資産運用会社であるADインベストメント・マネジメント株式会社との間で、ADインベストメント・マネジメント株式会社を吸収合併存続会社（以下、合併効力発生後の同社を「新資産運用会社」といいます。）とする合併契約（2022年6月1日付効力発生予定）を2022年1月27日付にて締結いたしました。（以下、当該合併を「本運用会社合併」といいます。）

なお、新資産運用会社の名称は、「伊藤忠リート・マネジメント株式会社」となる予定です。

本運用会社合併は、本投資法人のスポンサーである伊藤忠グループにおける不動産アセットマネジメント事業の再編成の一環であり、本運用会社合併を契機に、新資産運用会社で運用する予定の本投資法人を含めた3つの投資法人の名称を「アドバンス」で統一し、今後、ブランド戦略を積極的に展開することで投資主価値を更に高めていくことを企図したものです。

これにより、本投資法人は、その商号を「アドバンス・ロジスティクス投資法人」に変更するものです。（変更案第1条）

- (2) 上記の変更については、2022年6月1日から効力を生じる旨、附則を規定するものです。（変更案附則第1条）

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第1条 (商号) 本投資法人は、伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人と称し、英文では <u>ITOCHU Advance Logistics Investment Corporation</u> と表示する。	第1条 (商号) 本投資法人は、アドバンス・ロジスティクス投資法人と称し、英文では Advance Logistics Investment Corporationと表示する。
(新設)	附則第1条 (商号の変更) <u>1. 2022年4月27日の投資主総会決議による第1条の変更は、2022年6月1日に効力を生じる。</u> <u>2. 本条の規定は前項の効力発生日の翌日をもって、これを削除する。</u>

## 第2号議案 規約第38条、附則及び別紙変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 本運用会社合併に伴い、新資産運用会社が決算期の重複する上場投資法人の資産運用を受託することとなるため、本投資法人の決算業務等の合理化を目的として、本投資法人の決算期を各年1月末日及び7月末日から各年2月末日及び8月末日へ変更を行うものです。また、これに伴う経過措置として、本投資法人の第9期の営業期間を2022年8月1日から2023年2月末日までの7か月とするものです。更に、規約の簡素化のために、終了した第1期営業期間に関する規定を削除するものです。(変更案第38条及び附則第2条第2項)
- (2) 本投資法人の資産規模が1,000億円超となったことから、総資産連動の運用報酬Ⅰの上限料率を半減するものです。また、あわせて、上記(1)の決算期変更による本投資法人の決算業務等の合理化効果を投資主価値の向上に繋げるべく、税引前当期純利益に連動する運用報酬Ⅲの上限料率を低減するものです。(変更案別紙資産運用会社に対する資産運用報酬)
- (3) 上記の各変更については、2022年8月1日から効力を生じる旨、附則を規定するものです。(変更案附則第2条第1項及び第3項)

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第38条 (営業期間及び決算期) 本投資法人の営業期間は、毎年 <u>2</u> 月1日から <u>7</u> 月末日まで、及び <u>8</u> 月1日から翌年 <u>1</u> 月末日までとする。 <u>ただし、第1期の営業期間は、本投資法人設立の日から2019年1月末日までとする。</u>	第38条 (営業期間及び決算期) 本投資法人の営業期間は、毎年 <u>3</u> 月1日から <u>8</u> 月末日まで、及び <u>9</u> 月1日から翌年 <u>2</u> 月末日までとする。
(新設)	附則第2条 (営業期間及び決算期の変更) <u>1. 2022年4月27日の投資主総会決議による第38条及び別紙の変更は、2022年8月1日に効力を生じる。</u> <u>2. 第38条の規定にかかわらず、本投資法人の第9期の営業期間は、2022年8月1日から2023年2月末日までとする。</u> <u>3. 本条の規定は2023年3月1日をもって、これを削除する。</u>

現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は次のとおりとする。</p> <p>1.報酬体系 (記載省略)</p> <p>(1) 運用報酬Ⅰ 年<u>0.1%</u>を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する報酬料率により、次の算式に従って算出される各月ごとの金額の営業期間の総額（1円未満切捨て）とする。 各月末総資産の額×報酬料率×各月実日数／365</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) 運用報酬Ⅲ 各営業期間について<u>0.005%</u>を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する報酬料率により、次の算式に従って算出される金額（1円未満切捨て）とする。 当該営業期間に係る税引前当期純利益（注2）×（調整後EPU（注3）×報酬料率） (記載省略)</p>	<p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は次のとおりとする。</p> <p>1.報酬体系 (現行どおり)</p> <p>(1) 運用報酬Ⅰ 年<u>0.05%</u>を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する報酬料率により、次の算式に従って算出される各月ごとの金額の営業期間の総額（1円未満切捨て）とする。 各月末総資産の額×報酬料率×各月実日数／365</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 運用報酬Ⅲ 各営業期間について<u>0.004%</u>を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する報酬料率により、次の算式に従って算出される金額（1円未満切捨て）とする。 当該営業期間に係る税引前当期純利益（注2）×（調整後EPU（注3）×報酬料率） (現行どおり)</p>

### 第3号議案 規約第14条、第27条及び第36条変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 本投資法人は、現行規約第14条において、投信法第93条第1項に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなす旨の規定を定めております(いわゆるみなし賛成制度)。しかしながら、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い議案について、そのままみなし賛成制度が適用された場合、投資主の多数意思に必ずしも整合しない結論となる可能性があるため、近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、一定の議案(以下「対象議案」といいます。)について、所定の手続きに基づいて、一定の資格要件を備えた投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。

対象議案は、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合、⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除及び⑥吸収合併契約又は新設合併契約の承認に関する議案とします。

反対意思を表明する場合の手続きの要件は、①一定の資格要件を備えた投資主については、一定の期間内における本投資法人(招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について、変更を行うものです。(変更案第14条第3項及び第4項)

- (2) 会計監査報酬の支払時期について、監査報告書の受領後に当該会計監査報酬を支払うこととするため、支払期日を投信法その他の法令に基づき必要とされるすべての監査報告書の受領後、1か月以内に変更するものです。(変更案第27条)
- (3) 本投資法人の資産評価の方法の一部について、金融商品に関する会計基準の改正に伴い、所要の変更を行うものです。(変更案第36条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第14条 (みなし賛成)            1. ～2. (記載省略)            (新設)</p>	<p>第14条 (みなし賛成)            1. ～2. (現行どおり)            3. <u>前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。</u>            (1) <u>執行役員又は監督役員の選任又は解任</u>            (2) <u>資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約</u>            (3) <u>解散</u>            (4) <u>投資口の併合</u>            (5) <u>執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除</u>            (6) <u>吸収合併契約又は新設合併契約の承認</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	4. <u>第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。</u>
<p>第27条（会計監査人の報酬の支払基準）</p> <p>会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に2,000万円を上限とし、役員会で決定する金額を、<u>当該決算期後3か月以内に支払う。</u></p>	<p>第27条（会計監査人の報酬の支払基準）</p> <p>会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に2,000万円を上限とし、役員会で決定する金額を、<u>投信法その他の法令に基づき必要とされるすべての監査報告書を受領後、1か月以内に支払う。</u></p>
<p>第36条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>本投資法人の資産評価の方法は、投信法、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）、一般社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）が定める諸規則その他の法令諸規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従い、次のとおり運用資産の種類ごとに定める。</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(5)（記載省略）</p>	<p>第36条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>本投資法人の資産評価の方法は、投信法、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）、一般社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）が定める諸規則その他の法令諸規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従い、次のとおり運用資産の種類ごとに定める。</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(5)（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(6) 有価証券（第31条第2項④、⑤及び⑦に定めるもの）  当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いる。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。  <u>ただし、合理的な方法により価額を算定することが極めて困難と認められる場合には取得価額で評価できるものとする。</u></p> <p>(7) (記載省略)</p> <p>(8) デリバティブ取引に係る権利（第31条第2項⑧に定めるもの）</p> <p>① (記載省略)</p> <p>②金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務  市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。<u>なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</u></p> <p>③ (記載省略)</p> <p>(9)～(10) (記載省略)</p>	<p>(6) 有価証券（第31条第2項④、⑤及び⑦に定めるもの）  当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いる。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) デリバティブ取引に係る権利（第31条第2項⑧に定めるもの）</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>②金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務  市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(9)～(10) (現行どおり)</p>

#### 第4号議案 執行役員1名選任の件

執行役員東海林淳一は、2022年4月30日をもって任期満了となります。つきましては、2022年5月1日付で改めて執行役員としての選任をお願いするものです。

本議案における執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人現行規約第18条第2項第一文但書の定めに基づき、就任する2022年5月1日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、本議案は、2022年3月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴		保有投資口数 (口)
しょうじ じゅんいち 東海林 淳一 (1965年6月26日)	1988年4月 1999年4月 2002年4月 2007年4月 2009年4月 2010年4月 2012年4月 2012年6月 2016年10月 2017年2月 2018年5月	伊藤忠商事株式会社 入社 株式会社センチュリー21・ジャパン 出向 (東京駐在) 伊藤忠商事株式会社 大阪建設部大阪建設第一課長 同社 建設・不動産部門企画統轄課長 同社 建設第一部建設第一課長 同社 建設第一部長代行 ADインベストメント・マネジメント株式会社 出向 社長補佐 同社 常務取締役管理本部長 伊藤忠商事株式会社 建設・物流部門長補佐 伊藤忠リート・マネジメント株式会社 代表取締役 (現任) 本投資法人 執行役員 (現任)	21

1. 会社名等は、原則として在籍時の旧称に統一して記載しています。以下同じです。
2. 上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である伊藤忠リート・マネジメント株式会社の代表取締役です。また、本運用会社合併後の新資産運用会社の取締役会で承認されることを条件に、2022年6月1日付で同社にて代表取締役社長に就任する予定です。上記執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。

3. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。
4. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金や争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案により執行役員の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しております。

## 第5号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員2名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第4号議案が可決されることを条件として、本投資法人現行規約第18条第3項本文の規定により、第4号議案における執行役員の任期が満了するときまでとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案は、2022年3月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、木村知之を第一順位、大久保暁彦を第二順位とします。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴		保有投 資口数 (口)
1	きむら ともゆき 木村 知之 (1969年9月16日)	1992年4月 2005年1月 2007年6月 2009年2月 2010年3月 2012年4月 2018年4月 2019年4月	明治生命保険相互会社 入社 パシフィック・インベストメント・ アドバイザーズ株式会社 入社 同社 資産運用部ゼネラルマネー ジャー パシフィックレジデンシャル株式 会社 取締役資産運用部管掌 ADインベストメント・マネジメン ト株式会社 取締役資産運用部長 同社 取締役経営管理部長 同社 取締役管理本部長補佐 同社 取締役エンジニアリング事業 本部長 (現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴		保有投資口数 (口)
2	おおくぼ あきひこ 大久保 暁彦 (1976年4月11日)	2002年10月 2006年8月	弁護士登録 株式会社日興コーディアルグループ 出向	—
		2008年12月	財務省（関東財務局証券取引等監視官部門）任期付き公務員	
		2011年1月	白石綜合法律事務所 入所 パートナー	
		2014年4月	篠崎綜合法律事務所 入所 パートナー（現任）	
		2014年12月	オリックス・アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会外部委員（非常勤）	
		2016年6月	あかつき証券株式会社 社外監査役（非常勤）（現任）	
		2020年3月	伊藤忠リート・マネジメント株式会社 法律顧問（現任）	
		2020年5月	本投資法人 補欠執行役員（現任）	
		2021年10月	株式会社アセットリアルティマネジメント 取締役（非常勤）（現任）	

1. 上記補欠執行役員候補者木村知之は、本投資法人の資産運用会社である伊藤忠リート・マネジメント株式会社が本運用会社合併を行う旨の合併契約を締結している相手方であるADインベストメント・マネジメント株式会社の取締役エンジニアリング事業本部長です。また、本運用会社合併後の新資産運用会社の取締役会で承認されることを条件に、2022年6月1日付で同社にて執行役員物流事業本部長に就任する予定です。
2. 上記補欠執行役員候補者大久保暁彦は、本投資法人の資産運用会社である伊藤忠リート・マネジメント株式会社の法律顧問です。
3. 上記各補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
4. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金や争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記各補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しております。

## 第6号議案 監督役員2名選任の件

監督役員遠山壮一及び大毅の両名は、2022年4月30日をもって任期満了となります。つきましては、2022年5月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第18条第2項第一文但書の定めに基づき、就任する2022年5月1日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴		保有投資口数 (口)
1	とおやま そういち 遠山 壮一 (1971年5月17日)	1994年4月	中央コーパス・アンド・ライブラ ンド国際税務事務所 入所	-
		1997年4月	国税庁 入庁	
		1999年7月	日本貿易振興会 出向	
		2002年7月	財務省 出向	
		2007年4月	税理士法人プライスウォーターハ ウスコーパス 入所	
		2007年4月	公認会計士登録	
		2009年8月	税理士登録	
		2011年10月	遠山公認会計士事務所 設立 所長 (現任)	
		2013年12月	マッコリーアセットマネジメント 株式会社 監査役 (非常勤)	
		2016年4月	ミズタニ自転車株式会社 監査役 (非常勤) (現任)	
		2017年6月	日本化学工業株式会社 監査等委 員 (非常勤) (現任)	
		2017年9月	明星監査法人 社員 (非常勤) (現 任)	
		2018年5月	本投資法人 監督役員 (現任)	
		2019年3月	ライコン・カレンシー・ジャパ ン株式会社 監査役 (非常勤) (現 任)	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴		保有投 資口数 (口)
2	だい つよし 大 毅 (1976年5月27日)	2000年10月 2000年10月 2003年4月 2004年4月 2005年10月 2012年7月 2014年1月 2014年5月 2015年9月 2015年10月 2015年12月 2016年2月 2016年3月 2016年8月 2016年12月 2017年3月 2017年8月 2017年9月 2018年5月 2018年5月 2022年2月	弁護士登録 森綜合法律事務所 入所 阿部・井窪・片山法律事務所 入 所 特定非営利活動法人日本医療政策機 構 監事 (非常勤) (現任) 大綜合法律事務所 設立 代表弁 護士 (現任) 株式会社スリー・ディー・マトリ ックス 監査役 (非常勤) (現任) グッディア株式会社 監査役 (非 常勤) 一般財団法人クリステルヴィアン サンプル 監事 (非常勤) (現任) 公益財団法人日本ヒューマン・ ライツ・ウォッチ協会 監事 (非 常勤) (現任) J I T S U B O株式会社 監査役 (非常勤) 大江戸温泉アセットマネジメント 株式会社 コンプライアンス委員 会 委員 (非常勤) (現任) 公益財団法人メイク・ア・ウィッ シュオブジャパン 評議員 (非常 勤) (現任) 株式会社オロ 監査役 (非常勤) 株式会社ビーアンドピー 監査役 (非常勤) 株式会社ヘリオス 研究倫理審査 委員会 委員 (非常勤) (現任) 株式会社スコヒアファーマ 監査 役 (非常勤) 株式会社リログループ 監査役 (非常勤) (現任) 株式会社プロレド・パートナーズ 監査役 (非常勤) 本投資法人 監督役員 (現任) 株式会社LOOPPLACE 取締役 監 査等委員 (非常勤) (現任) インテリムホールディングス株式 会社 監査役 (非常勤) (現任)	-

1. 上記各監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記各監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
3. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金や争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記各監督役員候補者は当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案により監督役員の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しております。

## 第7号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第6号議案が可決されることを条件として、本投資法人現行規約第18条第3項本文の規定により、第6号議案における監督役員の任期が満了するときまでとします。

また、補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		保有投資口数 (口)
しまむら かずや 島村 和也 (1972年10月20日)	1995年10月 1998年4月 2004年10月 2004年10月 2008年3月  2008年6月 2008年7月  2012年7月 2014年3月  2015年6月  2017年1月  2017年1月  2018年7月 2019年10月  2022年3月	監査法人トーマツ 入所 公認会計士登録 弁護士登録 阿部・井窪・片山法律事務所 入所 島村法律会計事務所 開設 代表(現任) 株式会社ソディックプラステック 監査役(非常勤) 株式会社スリー・ディー・マトリックス 監査役(非常勤) 同社 取締役(非常勤)(現任) コスモ・バイオ株式会社 取締役(非常勤) アイビーシステム株式会社 監査役(非常勤) 株式会社アズーム 監査役(非常勤)(現任) 株式会社CAICA DIGITAL 取締役(非常勤)(現任) 本投資法人 補欠監督役員(現任) 株式会社明豊エンタープライズ 取締役(監査等委員)(非常勤)(現任) コスモ・バイオ株式会社 取締役(監査等委員)(非常勤)(現任)	—

1. 上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

2. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金や争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しております。

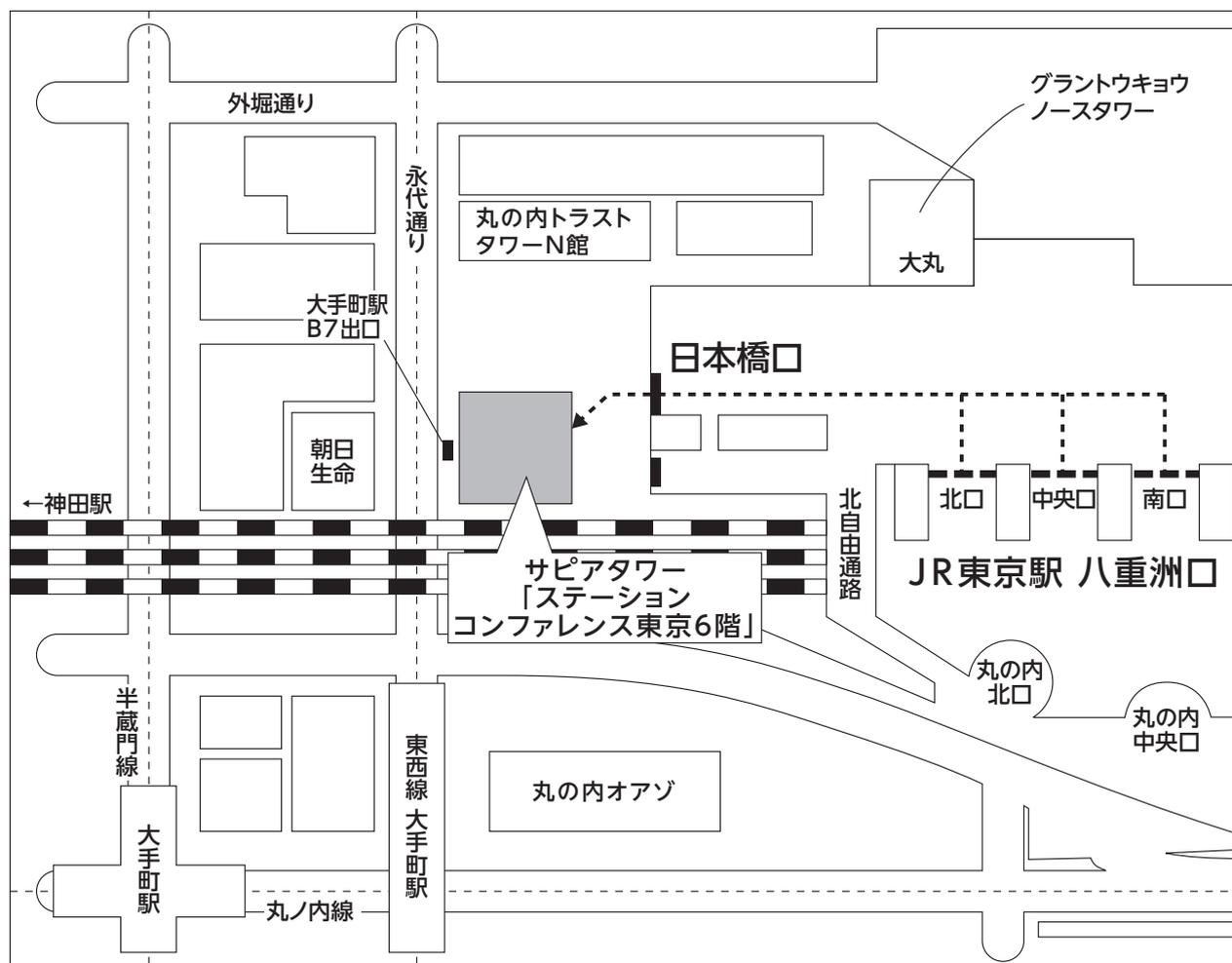
## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第7号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

# 投資主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区丸の内一丁目7番12号  
サピアタワーステーションコンファレンス東京6階602  
電 話：03-6888-8080（代表）



## 交通のご案内

J R「東京駅」八重洲北口より徒歩2分

地下鉄 東京メトロ東西線、半蔵門線、千代田線、丸ノ内線、都営三田線  
「大手町駅」B7出口階段より1階エントランス直結

お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

